

## 【臨時】新型コロナ診療関連のQ&Aをまとめました —新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬算定について その13—

新型コロナウイルス感染症（COV I D-19）の感染拡大に伴い、行政検査に対応する医療機関数の増加や患者数も増えていることから、当会にも多くのご相談が寄せられております。以下にその内容をまとめましたので、今後の診療やレセプト請求にお役立てください。

### 【PCR検査、抗原検査、行政検査における公費の取り扱い】

Q : COV I D-19に係る検査を当院でも始めようと思うが、手続き等が必要となるか。

A : 当該検査は行政検査としての実施となるため、自治体（医師会経由も可）と行政検査の契約・手続きの必要がある。また県に「発熱診療等医療機関」の指定申請を行うことで、厚労省の「発熱外来診療体制確保支援補助金」の対象にもなり得る。

Q : COV I D-19を疑い行政検査を実施する場合、公費の対象となる範囲は？

A : PCR検査は微生物学的検査判断料（150点）とSARS-CoV-2核酸検出（1800点※）が、抗原検査（定量・定性）は免疫学的検査判断料（144点）とSARS-CoV-2抗原検出（600点）が公費の対象となる。基本診療料（初診料や再診料）や外来管理加算、乳幼児感染予防策加算、院内トリアージ実施料、鼻腔・咽頭拭い液採取、処方箋料等は公費対象外であり、一部負担金が発生する。※検体採取を院内で行い、検査を外部委託（検体は輸送）した場合

Q : PCR検査の実施のため検体を採取し、検査を外部委託した場合、委託先（検査会社等）をレセプトに記載する必要があるのか。

A : 外部委託先をレセプトに記載する必要がある。

Q : PCR検査や抗原検査を実施した場合、「検査を必要とした医学的根拠」の記載は必要か。

A : 「検査を必要とした医学的根拠」の記載が必要となる。

Q : PCR検査（抗原検査）で陰性となつたが、やはりCOV I D-19の疑いが強く再度検査を実施した場合、行政検査として実施・請求できるのは最大で2回目までであるか。

A : その通り。なお、病名の転記までに2回であるため、例えば月初と月末でそれぞれCOV I D-19の疑いが生じた場合、その症状から一連でないと判断される場合は、それぞれについて2回目まで算定可能と考えられる。2回実施の場合も、その必要性をレセプトに記載する。

Q : 行政検査の委託契約を結んだ医療機関は、検査の判断料と実施料に公費が適用されるが、「公費負担者番号」等は決まっているのか。

A : 「公費負担者番号」は医療機関の所在地ごとに決められている。また「公費負担医療の受給者番号」は、医療機関の所在地に関係なく共通して「9999996」を使用する。

<県内の公費負担者番号一覧> 横浜市：28141505、川崎市：28142503、横須賀市：28143501

相模原市：28144509、藤沢市：28145506、茅ヶ崎市：28146504、上記以外：28140507

Q : COV I D-19の陽性患者で、自宅や施設での療養患者の場合、どのように請求するのか。

A : COV I D-19に係る医療は全て公費請求が可能。県内一律で「公費負担者番号」は「28140606」、「公費負担医療の受給者番号」は「9999996」を使用する。

### 【院内トリアージ実施料（300点）】

Q : 小児科外来診療料や生活習慣病管理料などを算定している場合であっても、院内トリアージ実施料は算定できるか。

A : 算定できる。ただしCOV I D-19を疑い、必要な感染予防の上で診察する必要がある。

Q : 電話による診察で院内トリアージ実施料や乳幼児感染予防加算は算定できるか。

A : 算定できない。

Q : 院内トリアージ実施料を算定する場合、COV I D-19の病名は必要か。

A : COV I D-19の確定病名（または疑い病名）をつけた方が確実と考える。

## 【乳幼児感染予防策加算（100点）】

Q：乳幼児感染予防策加算は、COV I D-19の疑いのある患者に対して算定できるのか。

A：COV I D-19疑いの有無に関わらず、小児の外来診療等において特に必要な予防策を講じて診療した場合、6歳未満の全患者に算定できる。

Q：当院は小児科を標榜していないが、感染予防策等の要件を満たした場合、算定できるか。

A：算定できる。診療科は問わない。

Q：乳幼児感染予防策加算は、「月1回の算定」などの制限はあるか。

A：算定制限はない。診察（初診・再診）の都度、算定できる。

## 【その他】

Q：時限的・特例的な措置として、電話や情報通信機器を用いての初再診による投薬等が可能とされているが、この特例措置は現状でも続いているのか。

A：現状でも続いている。なお特例措置はCOV I D-19が収束するまでの間とされ、特例措置解除の際は改めて厚生労働省から通知等が出される。

Q：小児科外来診療料など検査を包括している点数を算定する場合であっても、PCR検査や抗原検査が算定できるとあるが、レセプトはどのように請求するのか。

A：1枚のレセプトで、公費併用で請求することが可能。また検査料と判断料のみを紙レセプトで別途請求する方法でもよい。

## 【厚労省の「発熱外来診療体制確保支援補助金」の申請について】

神奈川県を通じて厚労省より、発熱診療等医療機関に「発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者）の外来診療・検査体制確保事業の交付申請手続きに関するお知らせ」が届いております。

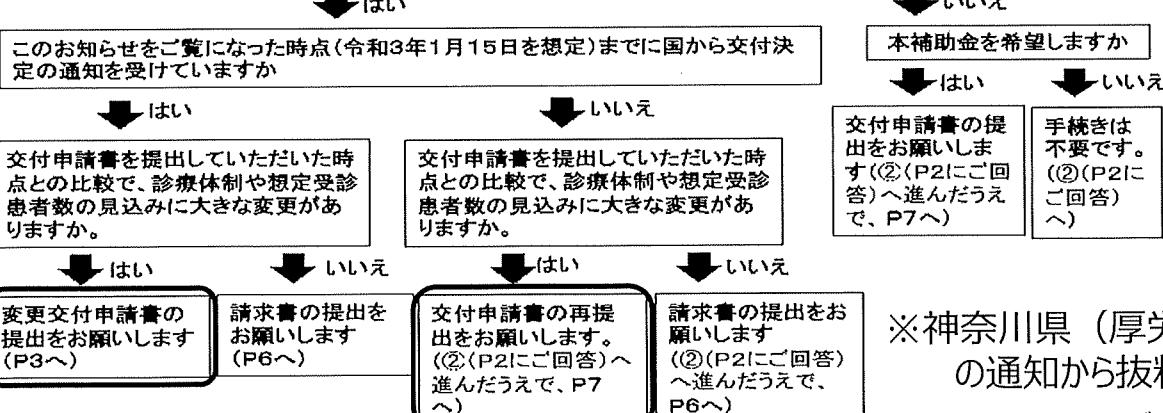
当該支援金は10月から申請が開始され、3月末までとして算出した申請額のうち5割分を第1回目として請求・提出し、「既に補助金の交付決定通知を受けた医療機関」は、残りの5割分の申請について必要書類を提出する必要があります（2月12日消印有効）。

また「交付申請書が未提出の医療機関」又は「提出了したが国から交付決定通知を受けていない医療機関」は、早急に「意向確認調書」を1月25日までに厚労省へ原則メールで提出してください。

なお、既に提出済みの交付申請書に記載してある申請額について、当初より想定受診者数が減る等により補助金交付額の増加が見込まれる場合は、交付申請書の再提出（既に交付決定通知を受けた医療機関は「変更交付申請書」を提出）をお勧めします（※補助金は最終的に患者受入実績等を基に清算手続きを行いますが、清算時に補助金の追加・増額申請ができません）。医療機関ごとに必要な手続きが異なるため、詳細は県からの通知でご確認ください。

① 以下のフローチャートをご確認いただき、それぞれ対応する手続きをお願いします。交付申請書の提出状況等により、手続きが異なりますので、ご注意ください。

発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）の交付申請書を提出していますか



※神奈川県（厚労省）  
の通知から抜粋